

北上市スポーツ少年団規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人北上市体育協会（以下「協会」という。）定款第4条第1号及び公益財団法人北上市体育協会専門委員会設置規程第2条第3号の規定に基づき、専門委員会として設置された北上市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団に登録した北上市内の単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって構成する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 スポーツ少年団は、協会の目的に従い、単位団の普及、育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 スポーツ少年団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 単位団の登録手続き
- (2) 単位団の育成及び活動支援
- (3) 指導者、リーダーの養成及び活用と組織化の推進
- (4) 新規単位団及び母集団の結成促進
- (5) 体力テスト、スポーツ大会及び交流会等の開催
- (6) 日本スポーツ少年団、岩手県スポーツ少年団及びその他のスポーツ団体が主催する行事への参加
- (7) 広報及び情報収集活動
- (8) その他スポーツ少年団の目的を達成するために必要な事業

2 スポーツ少年団は、前項の事業に関し決定及び実施する権限を有する。

第3章 会 計

(経費の支弁)

第5条 スポーツ少年団の経費は、登録料、補助金、寄附金のほか協会の収入をもって支弁し、定款の定めるところにより会計処理するものとする。

(事業年度)

第6条 スポーツ少年団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 スポーツ少年団の事業計画及び収支予算は、本部長が作成し、常任委員会の決議後、理事会及び評議員会の承認を得て委員総会に報告しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第8条 前条の規定は、スポーツ少年団の事業報告及び収支決算について準用する。

第4章 加入

(加入)

第9条 スポーツ少年団、岩手県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団への加入は、登録をもって行い、毎年度所定の様式によりこれを更新しなければならない。

第5章 役員及び委員

(役員)

第10条 スポーツ少年団に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 常任委員 10名以上15名以内

(本部長及び副本部長)

第11条 本部長及び副本部長は、委員総会の決議に基づき、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 本部長は、スポーツ少年団を代表し、その業務を執行する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は事故あるときは、本部長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理する。

(常任委員)

第12条 常任委員は、次条の規定により選出した委員のほか、次の各号に掲げる団体等から選任された委員の中から、委員総会の決議に基づき、本部長が委嘱する。

- (1) 協会の理事
- (2) 種目別指導者協議会
- (3) 体力テスト委員会
- (4) 和賀地区小学校体育連盟
- (5) 和賀地区中学校体育連盟
- (6) 知識経験者

2 常任委員は、第25条の規定により第18条を読み替える常任委員会の決議に従い、スポーツ少年団の業務を執行する。

(委員)

第 13 条 委員は、毎年度スポーツ少年団に登録した各単位団から 1 名を選出する。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(謝金)

第 15 条 協会の理事を兼ねる本部長を除く役員が、スポーツ少年団の会議に出席したときは、謝金を支給する。

2 前項に規定する謝金の額は、公益財団法人北上市体育協会報酬等の支給規程に定める別表第 1 の理事の報酬及び別表第 3 の車賃の額を準用する。

第 6 章 会 議

(会議)

第 16 条 スポーツ少年団の会議は、委員総会及び常任委員会とする。

(委員総会の構成)

第 17 条 委員総会は、本部長、副本部長、すべての常任委員及び委員をもって構成する。

(委員総会の権限)

第 18 条 委員総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規程及び要綱の改廃
- (4) 本部長、副本部長及び常任委員の選任
- (5) その他本部長が必要と認めた事項

(委員総会の開催)

第 19 条 委員総会は、定時委員総会を毎年度 1 回開催するほか、必要により臨時委員総会を開催する。

2 臨時委員総会は、本部長が必要と認めたとき又は構成員現在数の 3 分の 1 以上の委員から会議の目的である事項を示して請求されたときに開催する。

3 委員総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(委員総会の招集)

第 20 条 委員総会は、本部長が招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内

に 臨時委員総会を招集しなければならない。

(委員総会の決議)

第 21 条 委員総会の決議は、この規程に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任委員会の構成)

第 22 条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成する。

(常任委員会の職務及び権限)

第 23 条 常任委員会は、スポーツ少年団の業務を決議し執行する。

(常任委員会の開催)

第 24 条 常任委員会は、必要に応じて開催する。

(読み替え)

第 25 条 第 16 条から第 18 条までの規定は、常任委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員総会」とあるのは、それぞれ「常任委員会」と読み替えるものとする。

第 7 章 種目別指導者協議会

(種目別指導者協議会)

第 26 条 スポーツ少年団に指導者の情報交換と指導力の向上を図るため、種目別指導者協議会を置く。

2 種目別指導者協議会は、常任委員会の決議により業務を執行する。

第 8 章 体力テスト委員会

(体力テスト委員会)

第 27 条 スポーツ少年団に団員の体力を測定し、競技力の向上を図るため、体力テスト委員会を置く。

2 体力テスト委員会は、常任委員会の決議により業務を執行する。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 28 条 スポーツ少年団の事務は、協会の事務局において処理する。

第 10 章 規程の改廃

(改廃)

第 29 条 この規程の改廃は、常任委員会及び委員総会において出席構成員の 3 分の 2 以上の決議を経た後、理事会の承認を得て行うものとする。

第11章 補 則

(委任)

第30条 この規程に定めるもののほか、スポーツ少年団の運営に関し必要な事項は、常任委員会の決議により、本部長が別に定める。

附 則

北上市スポーツ少年団設置規程（平成8年4月1日）は、廃止する。

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。